

京都市告示第 211 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和元年 7 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
福山 香詠	(医) 社団洛和会 洛和会音羽リハビリテーション病院	内科, 循環器科	心臓, 腎臓	肢体, 呼吸器
	(医) 社団洛和会 洛和会音羽病院	内科, 循環器科		
谷口 洋貴	(医) 社団洛和会 洛和会音羽リハビリテーション病院	内科	肢体	音声・言語, 心臓, 腎臓, 呼吸器, ぼうこう・直腸, 小腸, 免疫, 肝臓
	(医) 社団洛和会 洛和会音羽病院	総合内科, 内科		

辻 有希子	京都府立医科大学 附属病院	脳神経内科, 神 経内科, 内科	平衡, 音 声・言語, そしゃ く, 肢体	呼吸器
	(医) 社団法人 行陵会 御所南リハ ビリテーション クリニック	神経内科		

(地域リハビリテーション推進センター企画課)